

建設工事の発注者の皆様へ

工期ダンピングは やめましょう

工期ダンピング(著しく短い工期での請負契約)は、**建設業法で禁止**されています。



工期ダンピングは、建設業の就業者に長時間労働を強いるだけでなく、**事故の発生や手抜き工事につながる恐れ**があります。



建設業者は、発注者の皆様にとって重要なパートナーであることをご理解いただき、**適正な工期の設定**をお願いします。



工期ダンピングとは

- 「その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約」（建設業法第19条の5）をいいます。
- 「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは、「工期に関する基準」を踏まえていない場合、過去の同種類工事の工期より短い場合、違法な長時間労働等の不適切な状態で工事を行うことをいいます。

なぜ工期ダンピングが禁止されたのですか

- 建設業は、社会資本の整備や維持管理の担い手であり、災害時には「地域の守り手」として、地域社会の安全・安心を守る役割を果たしていますが、他の産業に比べて相当長い労働時間となっています。
- このため、官民一体となって働き方改革を進めていますが、工期ダンピングによる早出・残業や土日・休日出勤が、長時間労働の原因となっています。
- このような状況を改善するため、令和元年に建設業法が改正され、工期ダンピングが禁止されました。

「工期に関する基準」とはなんですか

- 適正な工期の設定や見積りにあたり、発注者と受注者が考慮すべき事項が記載されたものです。（令和2年7月20日中央建設業審議会勧告）
- 裏面に、考慮すべき事項をチェックリストにしましたので、ご活用ください。

どのような場合が、 工期ダンピングになるのですか

- 発注者が、早期の引渡しを受けるため、建設業者に対して、一方的に通常よりもかなり短い工期で請負契約を締結した場合
- 建設業者が、通常必要と認められる工期を発注者に提示したにもかかわらず、それよりもかなり短い工期で請負契約を締結した場合
- 建設業者に責任のない理由で、当初の工期を変更する場合、通常よりもかなり短い期間を工期で契約を変更した場合

工期ダンピングをすると、どうなるのですか

- 発注者に対し、国土交通大臣又は都道府県知事が必要な勧告を行うことがあります。
- また、勧告に従わない場合は、公表される場合があります。

工期ダンピングをならないようにするためには、 どうすればよいですか

- 請負契約を締結するまでに、工期の設定に影響を及ぼす事象(※)について、建設業者に情報を提供してください。
※地盤の沈下や地下埋設物による土壌の汚染など地中の状態に起因する事象。騒音や振動など周辺環境に配慮が必要な事象
- 建設業者に、工期の見積りを依頼してください。
- 請負契約の締結にあたっては、「工期に関する基準」や建設業者の見積りを踏まえ、建設業者と協議・合意し、適正な工期を設定してください。
- 売買や賃貸借をする場合は、その相手方に、災害や不可抗力等により、引渡日の変更がありうることを説明してください。

「工期に関する基準」 チェックリスト

- 自然要因（降雨日、降雪日など）を考慮しましたか。
- 時間外労働の上限規制や週休2日等を考慮しましたか。
- イベント（年末年始、夏季休暇、交通規制が必要な時期など）を考慮しましたか。
- 敷地の制約条件（鉄道、通学路、住宅地域など）を考慮しましたか。
- 受注者と協議・合意の上で工期を決定しましたか。
- 分離発注の場合、個々の工事の調整を行い、適正な工期を設定しましたか。
- 関係者（地元住民、電力・ガス事業者など）との調整に要する時間を考慮しましたか。
- 行政への申請に要する時間を考慮しましたか。
- 労働者の安全及び健康を確保するため、十分な工期を設定しましたか。

（当初の工期で施工できない場合）

- 当初の工期で施工できない場合、受注者と協議のうえで、工期の延長や請負代金額の変更等の変更契約を締結しましたか。
- 分離発注の場合、前工程の遅れが、後工程へのしわ寄せにならないよう、工事の進捗に応じて個々の工事の調整を行っていますか。

※このほかに、工程別や分野別に考慮すべき事項もありますので、下記のURLで確認の上、適正な工期を設定してください。

https://210.248.150.33/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000190.html